

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律及び特定秘密の保護に関する法律の運用基準等についての意見書

2024年（令和6年）9月19日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

当連合会は、国に対し、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「重要経済安保情報保護法」という。）及び特定秘密の保護に関する法律（以下「秘密保護法」という。）の運用基準を策定等するに当たり、以下に指摘する点を実現するよう求める。

- 1 重要経済安保情報保護法の運用基準について、①重要経済安保情報の指定の適正を実現する観点から、重要経済安保情報の指定について的確にチェックをなし、また、解除をなし得るよう、抽象的に指定・解除を行うのではなく、文書等単位で指定・解除を行うべき旨、②適性評価の実施は労使協定の締結を条件とすべき旨、③重要経済安保情報保護法に関する刑事事件の弁護人に対し、重要経済安保情報の提供をなし得る旨を明記するとともに、その内容が中小企業等に過度な負担を生じさせるものとならないようにすること
- 2 情報保全監察室の幹部職員について、ノーリターンルール¹を導入するなどしてその独立性を確保すること
- 3 重要経済安保情報保護法における、衆参両院の情報監視審査会の提出要請制度について、出席委員2名以上の賛成により重要経済安保情報の提出要請を行うことを可能とする規定を設けること
- 4 重要経済安保情報保護法による適性評価については、法律に基づき、適性評価の運用をチェックする第三者機関を設けて、立入り、報告聴取、資料提出要求の権限を与えること、かつ、運用基準においてチェックを行う要件、方法等について明示すること
- 5 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下「秘密保護法の運用基準」という。）における「安全保障」

¹ ノーリターンルールとは、秘密指定の実効的な監視は行政情報に精通した行政内部の者によるのがふさわしいが、他方で、数年の監視業務後に元の組織に戻るような人事異動のローテーションが組まれていると、元の組織に戻ったときの自分に対する周囲の者の対応を予測し監視業務を自己抑制せざるを得なくなるため、元の組織に戻ることのない定年退職者等をもって秘密指定の監視業務に当たらせる人事上のルールをいう。

の要件について、秘密保護法の文言や従来の解釈を逸脱した記載は厳に慎むこと

6 秘密保護法及び重要経済安保情報保護法の運用基準について、①拡張解釈の禁止や基本的人権の尊重を担保する具体的措置として、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則²）で示されている事項、②特定秘密及び重要経済安保情報の指定の有効期間の長短にかかわらず、恣意的な文書廃棄を防止するために、有効期間が満了などした情報は、全て国立公文書館等に移管すること、③特定秘密又は重要経済安保情報を取り扱う者等が違法秘密や疑似秘密（政府当局の自己保身のための秘密）に接した場合には、通報窓口に通報する責務があること、④適性評価のための調査において調査事項に関係しない評価対象者の思想、信条及び信教並びに政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査しないこと、また、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録しないこと、をそれぞれ明記すること

意見の理由

第1 重要経済安保情報保護法の問題点

2024年5月10日、重要経済安保情報保護法が成立した。

同法については、当連合会の「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立に対する会長声明」（2024年5月10日付け）において指摘したように、以下の問題点が存在する。

- ① 漏洩等が処罰の対象となる重要経済安保情報の範囲が、法文上不明確であるため、罪刑法定主義との関係で問題が生じ得ること
- ② 重要経済安保情報については、衆参両院の情報監視審査会による監督に関する定めがなく、監督措置が秘密保護法における特定秘密の場合に比しても脆弱となっている上、恣意的な重要経済安保情報の指定が抑止されず、知る権利等に悪影響を及ぼす可能性があること
- ③ 適性評価のための調査はほぼ一元的に内閣総理大臣が実施する仕組みとされており、適性評価の対象とされる多くの官民の技術者・研究者について、内閣総理大臣の下に設けられる新たな情報機関が、重要経済基盤毀損活動との関係

² 「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）は、自由権規約19条等を踏まえ、国家安全保障分野において立法を行う者に対して、国家安全保障への脅威から人々を保護するための合理的な措置を講じることと、政府の情報への市民によるアクセス権の保障を両立するために、実務的ガイドラインとして作成されたものであり、2013年6月、南アフリカ共和国の都市ツワネで作成・公表されたものである。

に関する事項やその他の機微な個人情報について調査を行うこととされているため、前記情報機関に適性評価対象者の膨大な個人情報が蓄積されること

④ 適性評価については、本人の同意を得て実施するとされているが、同意しなければ、その者は当該研究開発等の最前線から外されたり、企業等の方針に反するものとして人事考課・給与査定等で不利益を受けたりする可能性も否定できないし、適性評価のための調査の行き過ぎを抑止するための仕組みも想定されていないようであり、プライバシー保障の観点から疑問があること

これらの問題点を解消するためには、重要経済安保情報保護法の廃止ないし抜本的見直しが必要である。当面は、最低限、以下に述べるような対策を講じ、同法による悪影響を可及的に小さくする必要がある。

第2 重要経済安保情報保護法の運用基準の在り方

重要経済安保情報保護法について作成が予定されている運用基準に関しては、少なくとも、以下の1ないし3の内容を盛り込み、4について配慮するよう求めること。

1 重要経済安保情報の指定の適正化担保

(1) 特定秘密指定の適正化が十分に図られていない秘密保護法と同程度の措置では、重要経済安保情報の指定の適正化にとって不十分であること

衆議院における重要経済安保情報保護法案の修正により、指定状況等の国会への報告（重要経済安保情報保護法第19条）が規定された。そして、今後の国会法の改正等により、衆参両院の情報監視審査会が重要経済安保情報の指定の適正性についてチェックをすることが想定される。

これは秘密保護法と同じ仕組みであるが、秘密保護法でも特定秘密指定の適正化は図られていない。

アメリカの情報保全監察局（ISOO）作成の「2015 REPORT TO THE PRESIDENT」10頁及び14頁によると、2015年に強制的密指定解除審査により全体として密指定解除されたのは24万717頁、一部解除されたのは10万9349頁である。これに対して、日本では特定密指定要件を満たしていないと独立公文書管理監や衆参両院の情報監視審査会が指摘して、特定密指定が解除された事例はない。

よって、仮に、重要経済安保情報の指定の適正性を衆参両院の情報監視審査会がチェックすることになったとしても、直ちに重要経済安保情報の指定の適正が担保されるわけではない。

(2) 重要経済安保情報の指定及びチェックを具体的に行うべきこと

重要経済安保情報の指定の適正を実現する観点からは、その指定について指定権者において的確にチェックをなし得るよう、文書等単位で重要経済安保情報の指定を行うべきことを明記すべきである。同時に、独立公文書管理監や衆参両院の情報監視審査会による重要経済安保情報指定のチェックについては、当該情報が記載された文書等が指定された重要経済安保情報の範囲内にあり、かつ、それぞれ重要経済安保情報の指定の要件を満たしているかどうかもチェックすべきことを明記すべきである。

その必要性については、秘密保護法における特定秘密の指定に関する運用をみても認められる。すなわち、日本においては特定秘密の指定が抽象的になされ、そのチェックも同様に抽象的になされるため、独立公文書管理監にしても、衆参両院の情報監視審査会にしても、特定秘密指定の十分なチェックをなし得なかった。

アメリカでは、秘密指定は文書レベルでなされ、秘密指定解除も文書レベルでなされる。情報保全監察局 (ISOO) の「Marking Classified National Security Information」の43頁図では、文書等単位で秘密指定することを示している。同じく情報保全監察局 (ISOO) の「Mandatory Declassification Review」(市民が秘密指定解除を求める強制的密解消手続について解説したもの) は、秘密解除請求では、文書等を特定し、それを受けた機関は、"Line by Line" つまり 1 行ずつ秘密の要件を満たすかどうかチェックするとしている。

他方、日本では、文書等単位で特定秘密の指定がなされているわけではない。例えば、国家安全保障会議の議事録については、「●年の国家安全保障会議の議論に関する情報」という形で包括的に秘密指定され、「○月□日の議事録」という単位では秘密指定されない。よって、「○月□日の議事録」に公知の情報が記載されており、特定秘密とするようなものではなかったとしても、「○月□日の議事録」の秘密指定は解除されることになる。これでは具体的な内容に即して実効的に秘密指定をチェックすることはできない。

(3) 参議院情報監視審査会の指摘と独立公文書管理監の対応

この点に関し、参議院情報監視審査会は独立公文書管理監に対し、「特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書とされていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察にお

いて、実際に当該特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認することとの指摘を行っている。これに対し、独立公文書管理監は、「指定の検証・監察は、文書ではなく情報の問題ではあるが、審査会におけるご指摘も踏まえ、文書の確認を行うことにより特定秘密の指定の適否の判断がより的確になるような場合等には、実地調査を通じた積極的な文書の確認を行うこととして」いると回答している（令和5年6月27日付け内閣府独立公文書管理監「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」18頁）。

これは、文書をチェックするのは特定秘密指定の適否の判断に必要な場合であり、個々の文書等単位で特定秘密として保護すべきでない情報が記載されているかどうかはチェックしないことを示すものと解される。

(4) 小括

このように、特定秘密については、指定・解除が文書等単位ではなく、抽象的になされ、秘密指定・解除が的確になされる上での支障となっている可能性がある。よって、重要経済安保情報については、その指定を適正化するため、運用基準において、指定・解除される重要経済安保情報を文書等単位とし、具体的に重要経済安保情報の指定をチェックし、解除する扱いにする必要がある。

2 適性評価の適正化

適性評価の実施に当たっては、あらかじめ、評価対象者となる労働者の同意を得ることが必要とされている（重要経済安保情報保護法第12条第3項）。しかし、労使の力関係等から、労働者が適性評価の実施について、真意からではなく同意をさせられる可能性がある。

この点、衆参両院の内閣委員会の附帯決議では、適性評価に関連し、労使間の協議も含めた適切な意思疎通が行われるようガイドラインを作成することを検討すべきとされた（衆議院内閣委員会附帯決議第4項、参議院内閣委員会附帯決議第11項）。

しかし、より進んで、運用基準において、適性評価の実施は労使協定の締結を条件とすべきことを規定すべきである。

憲法は、労働者の団体交渉権や団体行動権を保障している（憲法第28条）。その趣旨は、個々の労働者は弱く、労働組合などにより集団になることでよう

やく使用者と対等に近づけるという点にある。それを踏まえれば、適性評価を受けるか否かを単純に労働者個人の同意のみに帰着させるのではなく、労使協定の問題とし、労使協定の締結を、適性評価を実施するための必要条件としなければならない。そうでなければ、労働者の自由な選択というのは絵に描いた餅になる。

中小企業等において適性評価が実施された場合、適性評価を拒否するなどした労働者は、「従事すべき業務がない」として整理解雇などの場面で解雇対象とされたり、適性評価の不要な部署に異動させられることにより賃金が減額されたりするなど、重大な不利益を被る事態もあり得る。適性評価に伴い労働者が被る不利益の程度を踏まえると、既に労使協定が義務付けられている事項（賃金の口座振込払い等）にもまして適性評価の実施について労使協定を義務付ける必要性が高いと言える。

また、参議院内閣委員会附帯決議第12項で、「調査事項に関係しない評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならないことや、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならないこと等を運用基準に明記すること」と決議されているが、表現の自由、政治活動の自由、団結権等保障などの観点から、運用基準には同附帯決議に沿った記載もなされるべきである。

3 弁護人に対して重要経済安保情報を提供できることの明記

重要経済安保情報保護法においては、第9条に公益上の理由により重要経済安保情報を提供し得る場合についての規定があるが、同法に関する刑事事件の弁護人に重要経済安保情報を提供し得る旨の明文規定は存在しない。

重要経済安保情報保護法に関する刑事事件の弁護人が、重要経済安保情報の内容を知らずして適切な弁護をなし得ないのは当然である。

よって、重要経済安保情報保護法に関する刑事事件の弁護人に対し、重要経済安保情報を提供できる旨を運用基準に明記すべきである。

4 中小企業等への配慮

重要経済安保情報保護法は、中小企業を含む適合事業者に施設設備の設置等を義務付けることになるが、それが中小企業等に過度な負担を生じさせることも懸念されるところであり、衆議院内閣委員会附帯決議第5項等や参議院内閣委員会附帯決議第16項等においても、中小企業等への配慮が求められている

ところである。

よって、これらの附帯決議の趣旨を踏まえ、運用基準の内容は中小企業等に過度な負担を生じさせるものとならないようすべきである。

第3 その他重要経済安保情報保護法の運用の適正を図るための措置

1 情報保全監察室の組織の在り方

当連合会は、「「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」に対する意見書」（2016年12月16日付け）等において、情報保全監察室には独立かつ公正の立場から検証・監察を行うことが求められており、組織としての独立性の確保は不可欠であるとし、そのために職員が出身行政機関には戻らない、いわゆるノーリターンルールによる運用を行うなどして、情報保全監察室の独立性を確保すること等を求めてきた。

重要経済安保情報保護法においても同じことが言えるのであり、少なくとも情報保全監察室の幹部職員については、ノーリターンルールを導入するなどしてその独立性を確保すべきである。

2 衆参両院の情報監視審査会における手続の在り方

秘密保護法について、国会法第102条の15第1項は、「各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第百四条の三までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。」としている。

そして、衆議院情報監視審査会規程第13条及び参議院情報監視審査会規程第13条により、特定秘密の提出の求めは情報監視審査会の出席委員の過半数により決することになる。

しかし、提出要請について過半数を求めることになると、政府与党に批判的な観点から提出要請を活用することにはなりにくい。その結果、行政庁が提出しても良いと判断した特定秘密のみがチェックの対象となってしまう可能性がある。

そのため、秘密保護法に関し、当連合会は、「衆議院情報監視審査会平成30年年次報告書に関する意見書」（2019年11月21日付け）等において、特定秘密の提出要請について、出席委員2名以上の賛成により行うことを可能とするなど、決議要件の緩和を求めてきた。

同じように、重要経済安保情報保護法における提出要請制度を設ける際にも、出席委員2名以上の賛成により重要経済安保情報の提出要請を行うことを可能とする規定を設けるべきである。

3 適性評価を監視する第三者機関を設けるべきこと

重要経済安保情報保護法第12条では、内閣総理大臣において、原則として一元的に適性評価のための調査を行うこととされている。

すなわち、同条において、無辜で、違法行為を行う危険性があるとも想定されていない、多くの民間人の機微情報を収集する戦後日本で初めての国家機関が作られることが想定されている。

しかし、どのようにその権限濫用を防ぐのか等について、重要経済安保情報保護法には全く規定がない。

衆参両院の情報監視審査会は、秘密保護法の適性評価に関し、適性評価の対象人数等、概況的な聴き取りをしているだけで、適性評価のために具体的にどのような調査がなされているのか等について踏み込んだ調査はしていない。独立公文書管理監にはそもそも適性評価についての権限はない。

よって、適性評価に関する監視制度が十分に図られていない秘密保護法と同程度のチェックシステムでは、重要経済安保情報保護法の適性評価に対するチェックシステムとして不十分である。

そこで、重要経済安保情報保護法による適性評価については、法律に基づき、適性評価の運用をチェックする第三者機関を設け、立入り、報告聴取、資料提出要求の権限を与え、かつ、運用基準においてチェックを行う要件、方法等について明示するべきである（なお、当連合会の人権擁護大会決議「個人が尊重される民主主義社会の実現のため、プライバシー権及び知る権利の保障の充実と情報公開の促進を求める決議」（2017年10月6日付け）においては、公安警察や自衛隊情報保全隊などの情報機関の監視権限とその行使について、法律により厳格な制限を定め、独立した第三者機関による監督を制度化することを求めているが、適性評価のための調査機関についてもそのような制度が必要であることは同様である。）。

なお、参議院内閣委員会附帯決議第9項では、個人情報保護委員会による監視・監督がなされるべきことが決議されている。それ自体は必要なことであるが、適性評価のための調査が市民活動にまで及ぶ過剰なものとなり、プライバシーを侵害するものとなっていないか等については、個人情報の保護に関する

法律の遵守を確保するための個人情報保護委員会の調査、指導・助言・勧告権限ではカバーしきれない部分もあるため、別の第三者機関を設ける必要性がある。

4 秘密保護法の運用基準の改定について

秘密保護法第3条は、「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。」として、当該情報の漏洩が「安全保障」に著しい支障を与えるおそれがあることを特定秘密指定の要件としている。

政府は、秘密保護法の運用基準についても、特定秘密の範囲に係る部分を改定する意向を示しているが、それに関連して、特定秘密の範囲や「安全保障」という言葉の意味について、秘密保護法の文言や従来の解釈を逸脱した記載をすべきではない。

政府は、重要経済基盤保護情報のうち、漏洩が安全保障に支障を与えるおそれがあるものが重要経済安保情報、安全保障に著しい支障を与えるものが特定秘密に該当するかのような説明をしている。すなわち、第213回国会の参議院内閣委員会（2024年5月9日）において、岸田文雄首相は、「経済安保上の情報がこの安全保障上著しい支障を与えるような情報については特定秘密保護法で対応されるわけですが、それより一段低い機微度の情報については本法案で対応される、すなわち経済安全保障上の重要情報を二つの法の制度で保護していく」、「安全保障に著しい支障を、支障を与えるようなトップシークレット若しくはシークレット級の重要経済基盤保護情報のうち特定秘密保護法における別表に該当しないもの、すなわち四分類に当てはまらないもの、これは理論上存在すると申し上げた上で、一方で、内閣官房において検討した結果、経済官庁などが現在保有している情報の中でこうした類型に該当する情報は現時点では実際には保有しておらず、保有する見込みもない」として、重要経済安

保情報と特定秘密の差異は、現実的には漏洩が安全保障に与える支障の程度だけであるかの説明をしている。

しかし、この説明は誤りである。その理由は、秘密保護法と重要経済安保情報保護法のそれぞれにおいて使われている「安全保障」という言葉の意味が異なるからである。

すなわち、秘密保護法第1条は、「安全保障」について、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義している。そして、内閣官房特定秘密保護法施行準備室が作成した「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」において、「安全保障」とは「国家及び国民の安全を保障することを意味する」とされている。そして、「国家及び国民の安全」については、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなど」とされている。このような「解釈」は、秘密保護法別表三〇、四〇などにおいて国民の生命、身体に関わる情報を保護対象としているが、他方で国民生活や経済活動にかかる情報が列記されていないことなどを踏まえると妥当と思われる。つまり、国民の生命や経済・社会秩序は害されないが、国民生活や経済活動が害される場合については、「安全保障」の問題ではないことになる。

他方、重要経済安保情報保護法においては、第1条で、「安全保障」について、「外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう」としており、「国の存立に関わる」という文言は別として、秘密保護法と同じ定義を使っている。しかし、第2条で国民生活や経済活動を重要経済基盤の定義に使っており、同法の「安全保障」は、秘密保護法とは異なり、国民の生命だけではなく、国民生活や経済活動が害されるような場面も「安全保障」の問題と捉えているようである。

そうすると、国民の生命や経済秩序等に関わらない、半導体のサプライチェーンにかかる情報のようなものは重要経済安保情報保護法では経済活動に関わるものとして重要経済基盤保護情報の対象となるかもしれないが、国民の生命には関わらないので、秘密保護法でいうところの安全保障の問題ではないことになる。

そして、特定秘密については、漏洩が安全保障に著しい支障を与えることが要件になるので、秘密保護法でいうところの安全保障に関わらない半導体のサ

プライチェーン³などの問題は、通常は特定秘密には該当しないことになる。

それにもかかわらず、政府は、あたかも両法における「安全保障」という言葉が同じ意味であるかのような前提に立ち、重要経済基盤保護情報のうち、その漏洩が安全保障に著しい影響を与えるものが全て特定秘密に該当するかのような説明をしている。

しかし、秘密保護法の運用基準で、そのような前提での解説をするとなると、法律の文言、従来の解釈とも矛盾し、かつ、罪刑法定主義の趣旨にも反するおそれがある。

したがって、秘密保護法の運用基準において、秘密保護法の文言や従来の解釈を逸脱した記載は厳に慎むべきである。

なお、秘密保護法の運用基準の改定に併せ、第2で述べたところを取り入れるべきである。

第4 重要経済安保情報保護法及び秘密保護法の運用基準において反映すべきその他のこと項

当連合会は、「「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」に対する意見書」（2014年8月21日付け）において、秘密保護法の運用基準について、①拡張解釈の禁止や基本的人権の尊重を担保する具体的措置として、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）で示されている事項を運用基準案に盛り込むこと、②特定秘密の指定の有効期間の長短にかかわらず、恣意的な文書廃棄を防止するために、有効期間が満了などした情報は、全て国立公文書館等に移管すること、③特定秘密を取り扱う者等が違法秘密や疑似秘密（政府当局の自己保身のための秘密）に接した場合には、通報窓口に通報することを責務として明記すること等を求めた。

ここにおいてツワネ原則で示されている事項とは、i) 国民の情報アクセス権を制限する正当性の証明が政府の責務であることの明示（原則1、4）、ii) 政府が秘密にしてはならない情報の明示（原則10）、iii) 秘密指定が許される最長期間の明示（原則16）、iv) 国民が秘密解除を請求するための明確な手続規定（原則

³ 半導体は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律においては、特定重要物資に指定されている。同第7条は、「国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している」などの要件を満たすものを特定重要物資として指定するとしている。つまり、政府において、半導体のサプライチェーンの問題は、「安全保障」の問題として捉えていることが明らかである。

17)、v)全ての情報にアクセスできる独立した監視機関の設置（原則6、31～33）、vi)内部告発者の保護規定（原則43、46）、vii)一般国民は秘密情報を求めたり入手したりしたという事実を理由にした刑事訴追をされないこと（原則47、48）である。

これらは特定秘密指定の適正化を図るために現時点においても必要な事柄であるが、重要経済安保情報保護法の運用基準についても同様のことが言える。

よって、上記①ないし③の事項については、重要経済安保情報保護法及び秘密保護法の運用基準に記載すべきである。

第5 結論

以上のとおり、当連合会は、国に対し、重要経済安保情報保護法及び秘密保護法の運用基準を策定等するに当たり、意見の趣旨で指摘した点を実現するよう求める。